

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題

正解数	問
／30問	

事業者名 : _____

受験者名 : _____

【○×問題】

以下の各設問のうち、正しいものは「○」を、正しくないものは「×」を別紙の解答欄に記入してください。

- 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して乗合旅客の運送をすることができる。
- 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した時は、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 一般旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経験その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。
- 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃及び料金の実施予定日の30日前までに運賃及び料金設定（変更）届出書を提出するものとする。

6. 一般旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所に公示した後でなければ、これを実施してはならない。
7. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。
8. 旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員については注視して事業用自動車に乗務させる必要がある。
9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行が終了した翌日から運行指示書を保管する必要はない。
10. 旅客自動車運送事業者は、五十五才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。
11. 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかる情報であって国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
12. 一般貸切旅客自動車運送事業者の運転者は、乗務中運行指示書を携行しなければならない。
13. 乗車定員十一人以上の事業用自動車の使用者は、保有車両三両以上でなければ、使用的本拠ごとに、自動車の点検整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため整備管理者を選任しなくてもよい。

【三択問題】

以下の各設問の（ ）内に、関係法令を踏まえ、最も適切な語句を [] 内から選択し、別紙の解答欄に該当するアルファベットを記入してください。

14. 道路運送法の目的は、道路運送の（ ）の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することである。
[A. 利用者 B. 事業者 C. 申請者]
15. 一般旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の（ ）を受けな

ければならない。

[A. 承認 B. 許可 C. 免許]

16. 一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更をしようとするときは、あらかじめ、() を国土交通大臣に届け出なければならない。

[A. 事業計画変更事前届出書 B. 運行計画変更事前届出書 C. 業務計画変更事前届出書]

17. 一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、() に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

[A. 運行管理規程 B. 就業規則 C. 事業計画]

18. 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を () 結果を生ずるような競争をしてはならない。

[A. 助長する B. 阻害する C. 確保する]

19. 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の () を受けなければ、その効力を生じない。

[A. 許可 B. 認可 C. 承認]

20. 旅客自動車運送事業者は、苦情を申し出た者に対して、() 、弁明しなければならない。

[A. 誠実に B. 時間を定めて C. 遅滞なく]

21. 旅客自動車運送事業者は、() 状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

[A. 運転が可能な B. 集中力が欠落した C. 酒気を帯びた]

22. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、乗務員の氏名等を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において () 保存しなければならない。

[A. 六ヶ月間 B. 一年間 C. 三年間]

23. 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時 () しておかなければならない。

[A. 確保 B. 選任 C. 募集]

24. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が告示で定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める () に関する事項について適切な指導監督をし

なければならない。

[A. 自動車の運転 B. 事業計画 C. 運行管理]

25. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を()しなければならない。

[A. 常に清潔に保持 B. 可能な限り清潔に C. 運行のたびに清掃]

26. 旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、()運行管理者に国土交通大臣が告示で定める講習であって国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

[A. 新たに雇い入れた B. 新たに就任した C. 新たに選任した]

27. 自動車運送事業の用に供する自動車は()ごとに定期点検整備をしなければならない。

[A. 三ヶ月 B. 六ヶ月 C. 一年]

28. 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車について重大事故があった場合には、()以内に自動車事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

[A. 十五日 B. 三十日 C. 六十日]

【数字記入問題】

以下の各設問の()にあてはまる数字を別紙の解答欄に記入してください。

29. 道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員()人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。

30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、原則として営業所ごとに最低()名以上の運行管理者を選任しなければならない。

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題（解答）

1. (運送法 8 条) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、5 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 (○)
2. (運送法 21 条) 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して乗合旅客の運送をすることができる。 (○)
3. (運送法 23 条 3 項) 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した時は、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 (×)
4. (運送法 25 条) 一般旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。 (○)
5. (運送法施行規則 10 条の 2) 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃及び料金の実施予定日の 30 日前までに運賃及び料金設定（変更）届出書を提出するものとする。 (○)
6. (運輸規則 4 条) 一般旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所に公示した後でなければ、これを実施してはならない。 (○)
7. (運輸規則 7 条の 2) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、遅滞なく、運送引受書を交付しなければならない。 (×)
8. (運輸規則 21 条 5 項) 旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。 (×)
9. (運輸規則 28 条の 2 第 2 項) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行指示書を運行の終了の日から三年間保存しなければならない。 (×)
10. (運輸規則 38 条) 旅客自動車運送事業者は、六十五才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。 (×)
11. (運輸規則 47 条の 7) 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に、

輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかる情報であって国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。(○)

12. (運輸規則50条) 一般貸切旅客自動車運送事業者の運転者は、乗務中運行指示書を携行しなければならない。

(○)

13. (車両法第50条の1) 乗車定員十一人以上の事業用自動車の使用者は、保有車両一両以上であれば、自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため整備管理者を選任しなければならない。(×)

14. (運送法1条) 道路運送法の目的は、道路運送の(A:利用者)の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することである。

15. (運送法4条) 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の(B:許可)を受けなければならない。

16. (運送法15条3項) 一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更をしようとするときは、あらかじめ、(A:事業計画変更事前届出書)を国土交通大臣に届け出なければならない。

17. (運送法16条) 一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、(C:事業計画)に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

18. (運送法30条2項) 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を(B:阻害する)結果を生ずるような競争をしてはならない。

19. (運送法36条1項) 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の(B:認可)を受けなければ、その効力を生じない。

20. (運輸規則第3条) 旅客自動車運送事業者は、苦情を申し出た者に対して、(C:遅滞なく)、弁明しなければならない。

21. (運輸規則21条4項) 旅客自動車運送事業者は、(C:酒気を帯びた)状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

22. (運輸規則26条の2) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、乗務員の氏名等を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において(C:

三年間）保存しなければならない。

23.（運輸規則35条）旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時（B:選任）しておかなければならない。

24.（運輸規則38条1項）旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が告示で定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める（A:自動車の運転）に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。

25.（運輸規則44条）旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を（A:常に清潔に保持）しなければならない。

26.（運輸規則48条の4）旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、（C:新たに選任した）運行管理者に国土交通大臣が告示で定める講習であつて国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

27.（車両法48条）自動車運送事業の用に供する自動車は（A:三ヶ月）ごとに定期点検整備をしなければならない。

28.（事故報告規則3条）旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車について重大事故があった場合には、（B:三十日）以内に自動車事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

29.（運送法3条）道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員（11）人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。

30.（運輸規則47条の9）一般貸切旅客自動車運送事業者は、原則として営業所ごとに最低（2）名以上の運行管理者を選任しなければならない。